

○厚生労働省告示第九十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後		改正前
第一 条	医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第八号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
	一・二（略）	一・二（略）
	第二 条	第二条 法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
	一・五（略）	一・五（略）
第三 条	法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	第三条 法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
	一・九（略）	一・九（略）
第四 条	法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	第四条 法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
	一・十八（略）	一・十八（略）
十九	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為を同項第二号に規定する手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容	十九（略）
	二十（略）	